

労災疾病臨床研究事業費補助金における間接経費の取扱いについて

平成 31 年 4 月 8 日
計 画 課 長 決 定
(令和 2 年 6 月 4 日 一部改正)

1 趣旨

間接経費は、労災疾病臨床研究事業費補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接経費（労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定（平成 29 年 4 月 1 日一部改正）。以下「交付要綱」という）第 5 条表第 3 欄に定める直接研究に必要な経費をいう。）に上積みして措置するものであり、研究費の補助等を受ける研究代表者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としている。

2 定義

間接経費とは、直接経費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究代表者から配分を受け、研究機関が使用する経費とする。具体的には、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じ、当該指針に定められた範囲内の経費とする。

3 運用の方針

(1) 対象機関

研究代表者が所属する国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等

（厚生労働省所管の国立試験研究機関及び国立更生援護機関は対象としないものとする。）

(2) 間接経費の額

直接経費の額の 30%を限度とする（算出された額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）

(3) 交付等の方法

厚生労働省が研究代表者に交付し、研究代表者が所属機関に納付するものとする。

4 所属機関における取扱い

- (1) 所属機関の長は、間接経費の趣旨を踏まえ、自らの責において間接経費を適正に執行し、使途の透明性を確保すること。
- (2) 間接経費の使途については、労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領（平成 26 年 7 月 18 日労働基準局長決定。以下「交付要領」という。）等に基づくこととし、各所属機関において効率的かつ効果的に使用すること。
- (3) 年度途中で、特別な事情により研究代表者が他の研究機関に異動する場合であっても、一旦、従前の研究機関に納付された間接経費については、研究代表者等に対して返納を要しない。
- (4) 所属機関の長は、各年度終了後に別紙様式に基づいて報告書を作成し、6 月 30 日までに厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課に提出すること。

5 その他

- (1) 間接経費を受けた所属機関の長は、当該間接経費の管理及び経理を行うこと。
※支出に係る証拠書類（領収書等）は、機関において必ず保管すること。
- (2) 所属機関の長は、他府省の研究費補助金に係る間接経費の交付を受けた場合には、それらをまとめて効率的かつ効果的に使用すること。
- (3) 機関における間接経費に係る事務の流れ等については、別添を参照すること。

附則（令和 2 年 6 月 4 日改正）

令和元年度事業にかかる間接経費執行実績報告書については、4（4）の規定にかかわらず、令和 2 年 7 月 31 日までに報告手続きを行うこととする。

(別添)

1 事務の流れについて

- (1) 厚生労働省から研究代表者に対して「労災疾病臨床研究事業費補助金国庫補助の交付基準額等について」が通知される。
- (2) 研究代表者は、間接経費について所属機関の長が受け入れることを確認した上で、厚生労働省に対して交付申請書を提出する。
- (3) 厚生労働省から研究代表者に対して、直接経費及び間接経費の合計額が交付される。
- (4) 研究代表者は、所属機関の長へ間接経費を納付する。研究代表者はあわせて、事務委任の承諾に基づき所属機関の長に直接経費の管理及び経理の事務を委任する。
- (5) 所属機関の長は、間接経費を適正に執行し、各年度終了後に別紙様式に基づいて報告書を作成し、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課に提出する。

2 経理上の留意点

- (1) 間接経費は、研究代表者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上を図るために使用することとし、他の経理と区分すること。
- (2) 間接経費の範囲については交付要領に定められたところであること。